人免疫グロブリン	2.5ｇ１瓶	1,560,200	118,000	—	1,678,200	505,800	2,184,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位１瓶	400	22,200	—	22,600	13,500	36,100
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍１瓶	0	14,000	—	14,000	5,600	19,600
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位１瓶	0	47,400	—	47,400	47,900	95,300
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位１瓶	436,600	0	—	436,600	77,800	514,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位１瓶	0	0	—	0	400	400
人ハプトグロビン	2000単位１瓶	37,300	0	—	37,300	15,900	53,200
乾燥濃縮人C１－インアクチベーター	１瓶	0	3,500	—	3,500	900	4,400

（注）「22年度末在庫量（見込）」及び「供給可能量」の表は、参考である。

別表第三　平成23年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量

血液製剤の種類	換算規格	製造目標量
アルブミン	25%50mL１瓶	1,664,100
乾燥人フィブリノゲン	１ｇ１瓶	5,200
組織接着剤	cm^2	5,640,000
血液凝固第Ⅷ因子	1000単位１瓶	100,000
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	1000単位１瓶	39,700
インヒビター製剤	延人数	0
ヒト血漿由来乾燥血液凝固第Ⅷ因子	１瓶	0
トロンビン	10000単位１瓶	19,400

人免疫グロブリン	2.5ｇ１瓶	1,560,200	118,000	—	1,678,200	505,800	2,184,000
抗HBs人免疫グロブリン	1000単位１瓶	400	22,200	—	22,600	13,500	36,100
乾燥抗D（Rho）人免疫グロブリン	1000倍１瓶	0	14,000	—	14,000	5,600	19,600
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位１瓶	0	47,400	—	47,400	47,900	95,300
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	500単位１瓶	436,600	0	—	436,600	77,800	514,400
乾燥濃縮人活性化プロテインC	2500単位１瓶	0	0	—	0	400	400
人ハプトグロビン	2000単位１瓶	37,300	0	—	37,300	15,900	53,200
乾燥濃縮人C１－インアクチベーター	１瓶	0	3,500	—	3,500	900	4,400

○厚生労働省告示第六十四号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十三年度の献血の推進に関する計画を次のように策定したので、同条第三項において準用する同法第九条第五項の規定により告示し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十三年度の献血の推進に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第一項の規定に基づき定める平成二十三年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第三百二十六号）に基づくものである。

第一　平成二十三年度に献血により確保すべき血液の目標量

平成二十三年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤〇・〇二万リットル、赤血球製剤五十四万リットル、血漿製剤二十七万リットル、血小板製剤十七万リットルであり、それぞれ〇・〇二万リットル、五十四万リットル、二十七万リットル、十七万リットルが製造される見込みである。

さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成二十三年度には、全血採血による百四十五万リットル及び成分採血による六十二万リットル（血漿採血二十七万リットル及び血小板採血三十五万リットル）の計二百七万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第二　前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成二十三年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

一　献血に関する普及啓発活動の実施

国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。